おいて同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）又は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員（ロにおいて「投資委員会等構成員」という。）

ロ　当該外国投資家を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同号から同項第五号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員又は投資委員会等構成員

ハ　当該外国投資家を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第六号から第九号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員

［ニ・ホ　略］

ヘ　当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。次号ロを除き、以下同じ。）その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ト　［略］

二　当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ　［略］

ロ　次に掲げる法人その他の団体の役員又は使用人その他の従業者

(1)　当該外国投資家により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体

(2)　当該外国投資家及び(1)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　当該外国投資家が法人等である場合において当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(4)　当該外国投資家が法人等である場合において、当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数と当該法人その他の団体の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数とを合算した数が当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十以上となるときにおける当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）又は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員（以下この項において「投資委員会等構成員」という。）

ロ　当該外国投資家等を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第一号から第五号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員又は投資委員会等構成員

ハ　当該外国投資家等を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第六号から第九号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員

［ニ・ホ　同上］

ヘ　当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下同じ。）その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ト　［同上］

二　当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合（第三号に掲げる場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ　［同上］

ロ　次に掲げる法人その他の団体の役員又は使用人その他の従業者

(1)　当該外国投資家により総議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体

(2)　当該外国投資家及び(1)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　当該外国投資家が法人等である場合において当該外国投資家の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(4)　当該外国投資家が法人等である場合において、当該外国投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数と当該法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数とを合算した数が当該外国投資家の総議決権の百分の五十以上となるときにおける当該外国投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）